

## 千葉県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

この計画は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第4条第1項に規定する特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関し実施すべき施策に関する計画である。

### 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の海面漁業生産量は、平成29年において約12万トンで全国第8位と全国でも有数の漁獲実績を示している。また、水産加工業も同様に盛んであり、沿岸域においては、水産業は中核的な産業となっている。

このため、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- 2 本県水域は、黒潮と親潮が交錯していることから多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

一方、我が国周辺水域における海洋生物資源の水準は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源も見られ、本県海域においても、一部の海洋生物資源については、資源水準が低位、悪化している。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民への水産物の安定供給のみならず地域経済発展に大きな支障となるおそれがある。

- 3 このようなことから、県としては従来から海洋生物資源の保存管理のため、あわび等の地先の資源をはじめとして、多くの海洋生物資源を対象に資源管理型漁業や栽培漁業の推進等種々の施策を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画により決定された本県の漁獲可能量について、適切な管理措置を講ずることとする。
- 4 そこで漁獲可能量制度を適切に運用し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等保存及び管理のための実効措置を講ずるために、本県漁業者の他県への入漁及び他県漁業者の本県への入漁を含めた第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量について、本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、当該資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データと知見が必要であり、当該データ及び知見の蓄積を図るため、千葉県水産総合研究センターを中心とし、国及び関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。  
更に、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
- 6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理計画の実践等、資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 7 本県における漁獲可能量制度においては、他県入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。
- 8 第一種特定海洋生物資源のうち、くろまぐろについては別に定めるものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量は、次のとおりである。

- 1 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた令和元年（平成31年）の数量は、次のとおりである。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は、別に示すとおりとする。

	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	令和元年7月から令和2年6月まで	若干
2	まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干
3	まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	若干
4	まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干
5	するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	若干

- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた令和2年の数量は、次のとおりである。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は、別に示すとおりとする。

	第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	令和2年1月から12月まで	若干
2	まあじ	令和2年1月から12月まで	若干
3	まいわし	令和2年1月から12月まで	若干
4	まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	若干
5	するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- 1 第一種特定海洋生物資源のうち、くろまぐろの令和元年（平成31年）の知事管理量の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項は、別に定めるものとする。

- 2 第一種特定海洋生物資源のうち、くろまぐろの令和2年の知事管理量の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項は、別に定めるものとする。

#### 四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 くろまぐろに関し実施すべき施策は、別に定めるものとする。

2 さんま

定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

また、小型定置漁業については、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

更に、さんま棒受網漁業に係る本県漁業者の他県知事許可による操業について、本県海面以外も含めた漁獲実績の把握に努めるものとする。

3 まあじ

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。

また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

4 まいわし

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。

また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 まさば及びごまさば

中型まき網漁業、火光利用さば漁業及び敷網漁業（あじ・さば棒受網漁業）については、漁獲努力量を増加させることがないよう現状の許認可枠以下に許可隻数を制限し、従来と同様の操業規制に基づいて操業することとする。

また、定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

更に、小型定置漁業についても、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

6 するめいか

定置漁業については、従来の統数及び規模を維持することとする。

また、小型定置漁業については、原則として従来の統数を維持するように指導する。

これらにより、漁獲の数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

更に、五トン未満の動力漁船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業に係る本県漁業者の操業について、本県海面以外も含めた漁獲実績の把握に努め、これらにより資源管理を一層推進させる。

五 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 既存の漁業者協定等との整合を図りつつ、資源管理事業の充実を図って海洋生物資源の保存及び管理を推進する。